

静岡県公安委員会規程第12号

受験資格特例教習関係事務処理規程を次のように定める。

令和4年5月13日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

受験資格特例教習関係事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の規定に基づき、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けた課程により行う教習（以下「受験資格特例教習」という。）の課程の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 規則第1条第1項の規定により行う受験資格特例教習の課程の指定の申請（以下「指定の申請」という。）は、大型自動車免許、中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許（以下「大型免許等」という。）の運転免許の種類にかかわらず、次に掲げる課程のいずれかについて行わなければならない。

- (1) 令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第5項及び第8項に規定する課程（以下「年齢課程」という。）
- (2) 令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項に規定する課程（以下「経験課程」という。）
- (3) 年齢課程及び経験課程を併せて行う課程

(指定申請書等)

第3条 指定の申請を行う者は、規則第2条第1項に規定する教習課程の指定申請書（以下「指定申請書」という。）に規則第2条第2項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、指定申請書及びその添付書類は、指定を受けようとするいずれかの課程（前条各号に掲げる課程をいう。）について提出するものとし、大型免許等の運転免許の種類ごとに提出することを要しない。

2 前項前段の規定にかかわらず、指定の申請を行う者が、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に添付書類のいずれかと同一内容の書類を公安委員会に提出している場合は、添付書類のうち当該書類と同一内容のものについては、指定申請書に添付することを要しない。

(添付書類の変更の届出)

第4条 規則第4条の規定による届出は、教習課程の指定申請書添付書類記載事項変更届（別記様式）を提出して行わなければならない。

(修了証明書の再発行)

第5条 規則第5条の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を発行した特例教習実施施設（規則第4条に規定する特例教習実施施設をいう。以下同じ。）は、修了証明書の発行を受けた者から、亡失等により当

該修了証明書の再発行の申請があったときは、修了証明書を再発行するものとする。

(報告又は資料の提出)

第6条 特例教習実施施設を設置し、又は管理する者は、受験資格特例教習に係る実施状況等について公安委員会に対し報告し、又は資料を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程を実施するために必要な細目的事項は、静岡県警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教習課程の指定申請書添付書類記載事項変更届

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所（所在地）

氏名又は名称

〔法人にあつては〕
代表者の氏名

教習課程の指定申請書の添付書類の記載事項に次のとおり変更が生じたので大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定により届け出ます。

変更を生じた 事 項	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更事項を証明 する書類等	
備 考	